

ID: 178

担当部署: 都市整備課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例 第9条第1項(第11条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第12号		
【基準】			
第9条の規定による。 (利用許可の取消し等)			
第9条 町長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき又は違反するおそれがあると認めるときは、その利用を中止若しくは変更させ、又は利用許可を取り消すことができる。			
2 前項の取消し等により、利用者がいかなる損害を受けることがあっても、町長はその責を負わない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日